

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市税等における猶予制度

徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を一時に納付することができない場合、以下のようなケースに該当するときは、**原則として1年以内の期間に限り**、納税の猶予が認められる制度がありますので、**納税管理課、国保収納課、介護保険課**にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条、高齢者の医療の確保に関する法律第111条、介護保険法第142条)。

※猶予が認められても、本来の税額が免除されるわけではありません。
※猶予された税であっても、納税証明書には未納と記載されます。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、**納税管理課、国保収納課、介護保険課**にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の2及び6)。

納税管理課 TEL 21-1741
(市県民税・固定資産税・軽自動車税等)
国保収納課 TEL 21-1744
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)
介護保険課 TEL 21-1777
(介護保険料)